

請願第6号

件名 国民健康保険都道府県単位化の下での保険料や減免制度のありかたに関する請願

請願者 ■ ■ ■ ■ ■
■ ■ ■ ■ ■ 外677名

紹介議員 羽曳野市議会議員 若林 信一 広瀬 公代

【請願趣旨】

国民健康保険（国保）は戦後、「国民皆保険」計画の中で、農民、漁民、低所得労働者、無職者、高齢者、病人など社会的弱者を加入者とするために地域保険であった国民健康保険を医療のセーフティネットとして再編しました。そのため国保法第一条には社会保障制度であることが明記されており、現在もなお、第一条は変わっていません。

2018年4月から国保の保険者は都道府県と市町村となりますが、保険料の決定などはいままでと同様に市町村に権限があります。また各市町村が持つ条例減免制度は、個別の事情や歴史を反映した多種多様な内容となっており、原資は一般会計法定外繰入で行っています。

しかしながら、いま、国保料は、他の税・社会保険料よりもはるかに高額となっており、加入者の暮らしや命を脅かすものとなっています。

そうした点をふまえ、来年度2018年度からの都道府県単位化においても、以下の点について強く請願いたします。

【請願項目】

1. 大阪府国保統一化による一方的な値上げを行わないこと。
2. これまでどおり一般会計法定外繰入を行い、誰もが払える保険料とすること。
3. これまで以上に保険事業に力を入れ、それが反映するような保険料とすること。

平成29年11月22日

羽曳野市議会

議長 樽井 佳代子 殿